

# 市民の伊勢志摩サミット 1周年記念イベントについて

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

2017年5月21日、岐阜県大垣で「市民の伊勢志摩サミット1周年記念イベント」が開催された。主要テーマは「SDGの地域展開と政策協働」であった。環境パートナーシップ会議の星野智子氏による基調講演ののち、「環境」「子ども」「災害」「地域間格差」「多文化共生」「平和」の6分野に分かれた分科会が開催された。このうちの「平和」の分野では、「不戦へのネットワーク」がコーディネーター団体となり、「平和への権利宣言」について、私が報告を担当した。「分科会」で私は「平和への権利」が主張された背景、国際社会の流れ、そして前文の簡単な解説と、1条から5条の逐条解説をおこなった。

質疑・応答の時間では、なぜこれほど重要な権利が日本であまり知られていないのかが議論の中心となった。そして「外務省と交渉し、日本語訳を出させるべきではないか」といった、充実した議論も交わされた。

## アースデイ2017東京 『平和への権利宣言』ついに国連で採択!

青山学院大学名誉教授 新倉 修

2017年4月23日に、代々木公園で賑やかにアースデイが開かれた。広場の中程にイベント用テントがあり、松尾熹澄 (よしあき) さんの司会で「平和への権利宣言」についてトークイベントに参加した。昨年11月19日に国連総会で採択された「平和への権利宣言」を広く知ってもらう絶好の機会だった。

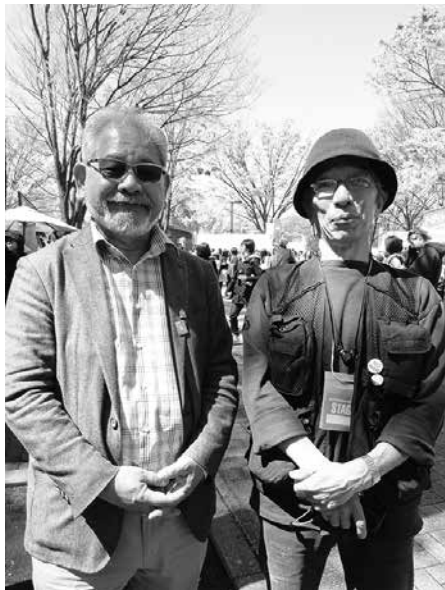
「平和への権利」国際キャンペーン・日本実行委員会の皆さんも、チラシを配ったり、通りがかる人に声かけをしたり、大いに盛り上げてくれた。会場の広さや屋外の明るさに比べて、モニターが地味で目立たなかったが、松尾さんは徹夜で詳細なパワーポイントのファイルを準備していただき、国連総会で採択された宣言 (全4条) の英文と日本語訳のほかに、採択にいたる経緯を説明する部分では、2006年の「ルアルカ宣言」を詳細に紹介し、東京新聞2017年2月19日の「核心」というコラムに掲載された笹本潤弁護士の記事も取り込んで、わかりやすい作りになっている。

私には、朝鮮半島の緊張や東シナ海・南シナ海の基地建設に関連して、「平和への権利宣言」

の有効性を疑う声にも答えるような質問も準備されていた。憲法の前文にもあるように、私たちのはっきりした意思表示は70年前になされており、それは「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」こと、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ことにある。国連の「平和への権利宣言」はその方向をめざすものであり、まだ完璧な権利にはほど遠いけれど、この道しかないと考えらるべきであろう。

そのために何ができるのか、と松尾さんがさらに質問した。私は、かつて池田真規弁護士から聞いたコスタリカのカレン・フィゲレス元大統領夫人が月に一度、胸に白いリボンをつけて外出し、リボンの意味を聞かれたら、「平和を実現するために運動している」と答えた例を紹介した。白いリボンでも、缶バッチでも、スカーフでも、ブローチでも、腕時計でも、平和を求める強い意志を表示する行動（デモンストレーション）が日常の中に生かされることが大事であろう。

アースデイは、食の安全と緑の環境、地球温暖化対策と平和とが結びつくフォーラムであり、人々が大事な問題に気づき、語りあうアゴラではないか。



アースデイで、司会＝コーディネーターの松尾さんと代々木公園で

# 日本こそ積極的推進を

## 「平和に生きる権利」宣言

平和への権利を人権として認めることは、どんな意味を持つのか。「平和への権利国際キャンペーン」日本実行委員会事務局長の笹本壽夫(56)に聞いた。

聞き手・清水俊心 ① 背景

「この活動の背景は、さされるのか」という声が上がった。平和の問題は、日本を代表してどう関わっていくべきか。個人が何をできるのか。という声もあつてきた。」「スペインの非政府組織「NGO」が動きた。これを、一人権問題として訴え、一緒にやることに

### 日本NGO 笹本事務局長に聞く



ささもと・じゅん 1962年、東京生まれ。東大卒、弁護士。アジア太平洋法律家協会事務局長。憲法9条の理念を世界に広める「9条世界会議」呼び掛け人の一人。

2003年3月	イラク戦争開戦
05年ごろ	スペイン国際人権協会(NGO)が「平和への権利」を求め活動開始、日本を含む各国NGOも後に参加
10年12月	国連への提言として「サンティアゴ宣言」を採択
11年	国連人権理事会に同宣言を提出
12年4月	人権理事会の第80委員会が「平和への権利宣言」案を作成
13年2月	作業部会で議論開始
16年7月	人権理事会が平和への権利宣言案を多数決で採択
12月18日	国連総会で平和への権利宣言を多数決で採択

平和への権利宣言を具体化する国際条約を制定各国が批准

各国が国内法を整備

## 「全世界の国民に平和的生存権」憲法明記



に、他国のNGOを引っぱってきてネットワークをつくったり、国連人権理事会で発言したりした。日本は憲法に「全世界の国民に平和的生存権」と書いてあり、世説も判例もある。この権利をどう使えば、何ができるかは日本しか言えない」

それが平和への権利宣言に結びついた。

「人権は多数決では奪えない権利。どんな国でも尊重しなければならない個體が新たに生まれ、ただアビール不足もあり、(宣言は)まだ十分認知されていない」

今後の活動は、「条約化を目指す。児童の権利も女性の権利も、また国連総会が権利の存在を認めれば、条約化されて、より拘束力のあるものになる。これが本音だ」

「どんな効果が」

「日本では、憲法の平和的生存権を根拠に、国民が安全保障請求法は憲法だと主張できる。同じように、各国で平和への権利を侵害する行為をやめたいと集会できたり、裁判で訴えたりできるものに、平和と安全保障の問題は、個人が関われる」

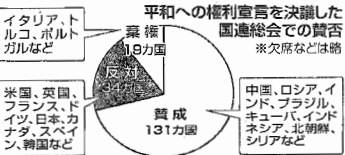
「日本や米国の主要国

の多くが採決で反対した。ていへん立憲場なので、安全保障請求法は憲法と主張している。国連で力を

持っている国は、制約を受けたくない気持ちがある。国内向きになるのは、国内法を追求しが、個人が、安全保障問題に関与していく権利として「平和への権利」を使えば、軌道修正に役立っているのか」

## 安保理 割れる賛否

「平和への権利宣言」を決議した昨年12月19日の国連総会の採決は、131カ国が賛成、34カ国が反対(棄権19カ国)だった。



## G7はイタリア以外反対

安全保障理事会の常任理事国五カ国は、中国とロシアが賛成し、米国、英国、フランスは反対。先進七カ国(G7)は、イタリアが棄権した以外、日本を含む六カ国すべてが反対した。

賛成は中南米や東南アジア、アフリカ諸国が多い。特にキューバを中心とした中南米諸国は議論を主導したという。日本外務省の担当者は「中南米の国々は、国際法上話めた議論がなされていない人権について活発に提起する傾向がある」と指摘する。

反対は欧米諸国が多い。この運動で先駆的役割を果たした非政府組織(NGO)があるスウェーデンも反対に回った。(ニューヨーク、北島忠輔)